増えつづける 老人保健医療費

「せっかく長生きしても、健康でなくては...」 誰もがそう思っているはず。

元気で充実した人生をおくるために大切なことは、日ごろからの"健康管理"です。

年に1度は健診を受け、生活習慣病を予防しま しょう。

健診を受けましょう!

集団健診 医療機関個別健診 (40歳以上対象。70歳以上無料) 歯周病健診(40歳・50歳対象) くわしくは、

健康福祉課 23-5645まで

年 1 回の健診、めんどうがらない で!

御坊市では、3人に2人は生活習慣病(ガン・心臓病・脳卒中)で死亡しています。 病気の初期には自覚症状がないので、自分 では気づきません。病気を早く発見するた



保健師 竹谷さん

平成14年10月1日、老人保健法が改正されました。

医療機関での一部負担金が1割(又は2割)になり、今までの窓口負担の上限制がなくなりました。



1カ月の医療費が高額になった場合

申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。同じ世 帯に同じ制度で医療を受ける方が複数いる場合は、合算することができます。 市民税非課税世帯の方へ

入院される場合は、市健康福祉課までご相談ください。

(認定証を病院の窓口に提出すると、負担額が安くなる場合があります)

一部負担限度額表

受給者証 の 負担割合	負担区分		個人の外来 一部負担金	同一世帯に属する 老健受給者全員の 一部負担金限度額	在宅総合診療
2割	一定以上の所得者		40,200円	72,300円+ 医療費から一定額を引いた残額の1%	40,200円
	一般		12,000円	40,200円	12,000円
1割	非課税世帯	低所得者	8,000円	24,600円	8,000円
		低所得者		15,000円	